

議第 4 4 号

見附市文化財の指定種別の変更について

見附市文化財保護条例第 4 条第 1 項の規定により見附市指定文化財に指定された「長岡藩高札」の種別を次のとおり変更するものとする。

1 . 「長岡藩高札」の種別を「有形民俗文化財」から「歴史資料」に変更する。

2 .〔種別変更を行う理由〕

本高札の内容はキリシタン禁令である。

当初は、藩内の被治者側の視点から庶民の信仰生活に関連する資料として、種別を有形民俗文化財としたが、その後の考察により、本高札が 17 世紀末におけるキリシタン弾圧という江戸幕府の政策方針を受け、それを末端にまで浸透させるための長岡藩の政治的・政策的な藩政上の資料と位置づけられる。

よって、「長岡藩高札」の種別を歴史資料として分類することが、より適確であることからこれを変更するものである。

平成 1 8 年 5 月 2 6 日提出

見附市教育委員会教育長 神 林 晃 正